

運 輸 安 全 報 告 書

2 0 2 5 年 6 月 2 6 日

船橋新京成バス株式会社

(鎌ヶ谷営業所／習志野営業所)

輸送の安全に関する取り組み

2025年 6月26日

船橋新京成バス株式会社

当社では、「運輸安全マネジメント」に基づき、「安全統括管理者」の選任および「安全管理規程」の制定をしております。この中で、当社は、輸送の安全に関する基本的な方針その他輸送の安全に係る情報を公表する旨を定めておりますので、次のとおり公表いたします。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社では輸送の安全に関する基本的な方針を次のとおり定めております。(安全管理規程第3条)

- (1) 取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たして参ります。また、事業所における安全に関する声に耳を傾けるなど現業部門の状況を十分に踏まえつつ、社員に対して輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させております。
- (2) 当社は、輸送の安全に関する「計画の策定、実行、チェック、改善」を実行し、絶えず輸送の安全性の向上に努めております。

このため、当社における輸送の安全確保のための取り組みについて皆様にご理解いただくために公表しているものです。

2. 輸送の安全に関する目標およびその達成状況

当社では、輸送の安全目標として年度毎に事故減件目標を設定し、目標達成に努めております。

(1) 2024年度

2024年度の事故減件目標は、社長以下管理職・従事員代表者で構成する事故防止対策委員会において、各営業所における事故発生状況・傾向を踏まえ当社全体の目標として、「バス車内外人身事故撲滅」を掲げ、その他構内事故等軽微な事故も含め、2023年度の発生件数実績を基に鎌ヶ谷営業所は年間25件以下、習志野営業所は年間16件以下に決めました。

当社合計で有責事故41件以下の目標に対して2024年度実績は36件により目標を達成したものの車内外人身事故撲滅は達成することはできませんでした。

2024年度における当社の有責事故発生件数は、下記のとおりです。

営業所名	目標	実績
鎌ヶ谷営業所	25件以下	25件（車内外人身事故 8件）
習志野営業所	16件以下	11件（車内外人身事故 3件）
船橋新京成バス合計	41件以下	36件（車内外人身事故 11件）

(2) 2025年度

各営業所における事故発生状況・傾向を踏まえ当社全体の目標として、今年度も「バス車内外の人身事故撲滅」を掲げ、車両装備等のハード面、お客さまへのアナウンスや乗務員への指導教育を含めたソフト面の対策を行うことといたしました。

また、上記の方針を踏まえた有責事故減件目標について、鎌ヶ谷営業所では過去3年間（2022年度～2024年度）の有責事故発生件数平均値から15%減の22件、習志野営業所では2024年度の実績件数である11件に目標を設定いたしました。

営業所名	目標	備考
鎌ヶ谷営業所	22件以下	車内外人身事故撲滅
習志野営業所	11件以下	車内外人身事故撲滅
船橋新京成バス合計	33件以下	車内外人身事故撲滅

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2024年度に発生した自動車事故報告規則第2条に規定する事故は下記の通りです。

営業所名	報告事故	車両故障等
鎌ヶ谷営業所	2件	0件
習志野営業所	0件	0件
船橋新京成バス合計	2件	0件

4. 輸送の安全のために講じた措置および講じようとする措置

当社では、輸送の安全を確保するため、具体的には以下のような取り組みを推進しております。

(1) 事故防止対策

①対策の立案、周知

- ・ 駅頭および指定交差点において、管理職による安全指導の実施
- ・ 発進時の車内転倒事故防止「ふんわりアクセル 発車時案内」の乗務員への再徹底
- ・ 自転車事故防止三原則の徹底（自転車をやり過ごす・間隔をあける・目を離さない）
- ・ 実際の事故事例を基に対策を協議する事故防止対策委員会の開催（営業所毎に月1回）
- ・ 事故、ヒヤリ・ハット映像の有効活用

（収集したヒヤリ・ハット情報をドラレコ映像に状況説明を加え職場に掲出し全乗務員へ周知する他、危険予知トレーニング資料を作成し乗務員集合研修で活用）

② 運行管理の徹底

- ・ 事故防止運動の実施

（全国交通安全運動・自動車輸送安全総点検、車内事故キャンペーン）

- ・ 役員・管理職による点呼等実施状況の確認、職場巡視、定期添乗による状況把握

③健康管理対策

- ・ 定期健康診断の実施（年2回）

- ・脳MRI 健診新規実施（50 歳以上、3 年サイクル、70 歳以上 1 年毎）
- ・全乗務員への睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査の実施（3 年サイクル、70 歳以上 1 年毎）

④ハード面での対策

- ・車内事故防止注意喚起床面シートを作成、順次貼付
- ・ミラーヒーター、運転席横窓ヒーター機能の追加（新造車両から順次）

（２）情報交換、共有

①社外との対応

- ・新京成電鉄およびグループ会社間での緊密な情報交換、定例会議の実施（月 1 回）
- ・京成バスグループ研修会参加（四半期毎 1 回）
- ・京成グループ内同業社間事故速報共有（週 1 回）
- ・京成グループ内同業社との情報交換の実施

②社内での対応

- ・推進会議（月 2 回）
- ・営業所会議（営業所毎に月 1 回）
- ・事故防止対策委員会（営業所毎に月 1 回）
- ・ヒヤリ・ハット情報、危険箇所等情報共有（適宜）

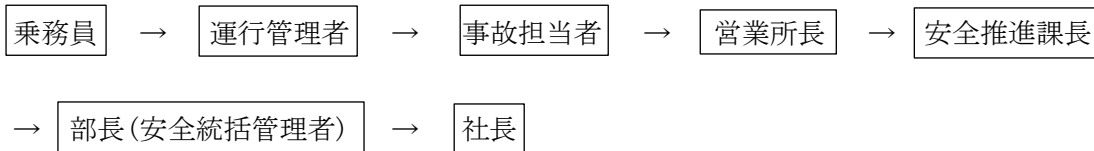
（３）輸送の安全に関する予算等の計上額（単価：千円）

年度	予算額	項目
2025 年度	386,576	車両新造、教育訓練、車両維持補修費、健康管理に関する費用

５．輸送の安全に関する情報の伝達体制その他の組織体制

当社では、輸送の安全に関する組織体制は安全管理規程第 8 条「社内組織」の中で定め、それぞれの役割を明確にしております。

なお、重大事故が発生したときの報告連絡体制は以下のとおりです。



６．輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

（１）乗務員

- ・入社時乗務員研修
- ・適性診断の受診及び受診結果に基づく助言指導（一般、初任、適齢、事故惹起者）
- ・輸送の安全確保に関する乗務員への月例研修（営業所毎に毎月 1 回）
- ・自社ドライブレコーダーの記録映像を用いたヒヤリ・ハット情報の展開

- ・乗務員集合研修（受講者間の相互添乗）

ドライブレコーダーの記録映像を用いた運転特性の把握と是正、ドライブレコーダーの記録映像を用いたヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有、危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法等

- ・外部専門機関（自動車教習所）における実技研修と安全性格診断の受診
- ・有責事故惹起者に対する管理職添乗結果に基づく継続的なフォローアップ教習

(2) 非乗務員（事務部門・運行管理者等）

- ・運輸安全マネジメント及び輸送の安全に関する社内及び社外講習（国土交通省・自動車事故対策機構等）
- ・運行管理者等一般講習
- ・管理者研修の実施（営業所毎に月1回）
- ・グループ会社等が主催する安全講演会、警視庁・千葉県警察・千葉県バス協会が主催するバスジャック対応訓練等への参加
- ・安全統括管理者による指導教育

(3) 一般貸切初任運転者の実技指導に係る情報（2024年度実績）

【実施対象者】

2024年度における貸切初任運転者の選任はありませんでした。

【座学研修内容（計画）】

- ①事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項
- ②事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- ③運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項
- ④危険の予測及び回避
- ⑤安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法
- ⑥ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正
- ⑦運転者の運転特性に応じた安全運転（初任適性診断結果に基づく助言指導）

【実車研修内容（計画）】

期 間：概ね14日間程度（ハンドル走行時間20時間以上を必須とし、習熟するまで実施）

車 種：大型

実車ルート：船橋市、鎌ヶ谷市等を中心とした千葉県内

実技指導の具体的な内容

- ①関係法令の遵守（道路交通法・道路運送法・旅客自動車運送事業運輸規則）
- ②バスの構造や特性に合わせた安全運転
（車高・車長・車幅・死角・車両特性に配慮した運転）
- ③事故予防のための安全運転
（発進・停車・進路変更/交差点右左折・通過時/狭隘路/坂道/追越/夜間走行/停留所発着/等の

安全運転)

④危険予測及び回避、並びに緊急時における対応

⑤乗客の安全を確保するために留意する事項

(走行時・降車時・高齢者・障害者等の安全確保)

⑥その他の車両装備 (ワンマン機器・非常扉・スロープ板・消火器等)

【実技指導員の指導歴】

指導者	大型経験	指導歴	指導者	大型経験	指導歴
A	34 年	6 年 10 ヶ月	B	23 年	13 年 11 ヶ月
C	26 年	18 年 0 ヶ月	D	15 年	8 年 1 ヶ月

7. 輸送の安全に関する内部監査結果および改善措置

2024年度は社長・安全統括管理者を対象にグループ会社監査チームによる運輸安全マネジメントに関する内部監査を実施しました。内部監査の実施結果については経営トップへの報告とともに社内共有し改善に努めています。

8. 安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者：常務取締役営業部長 窪田 智之

選 任 日：2023年6月28日

9. 事業用自動車の運転者、運行管理者及び整備管理者に係る情報

(2025年3月31日現在)

運転者

正規雇用	正規雇用以外	平均勤続年数
153 名	82 名	18.06 年

運行管理者・整備管理者

運行管理者	運行管理補助者	整備管理者	整備管理補助者
20 名	4 名	2 名	24 名

10. 事業用自動車に係わる情報 (2025年3月31日現在)

	車両数	平均車齢	ドライブレコーダー搭載車両数	デジタル式運行記録搭載車両数	ASV 搭載車両数	運行の形態
乗 合	133	8.11 年	133	133	34	乗 合
貸 切	5	9.5 年	5	5	0	観光輸送 (昼間)
特 定	7	8.1 年	7	7	1	企業輸送等

11. 行政処分

- (1) ①行政処分日 2024年1月16日
- ②処分内容 輸送施設の使用停止30日車
- ③主な違反事項 ・道路運送法第27条第3項
運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間を超えて乗務していた者があったこと。
【4週を平均した1週間当たりの拘束時間未遵守1件】
- ④改善対策等 ・改善基準告示の遵守に向けた減仕業を伴うダイヤ改正
・採用活動の強化
・採用時の正社員登用化、基準賃金の底上げ等労働条件の向上

12. 安全管理規程

別紙のとおり